

1 大規模自然災害が発生したときでもすべての人命を守る

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、県下全域が強い揺れに見舞われ、耐震化の不十分な建物の倒壊や火災が各所で発生し、沿岸部には、大津波が襲来したことから、多数の人命が失われる。
- ・ 大型台風の来襲により、河川堤防が各地で決壊し、県内の広い地域で甚大な浸水被害が発生する。また、山間部では、土石流、地すべり、がけ崩れが多発し、大規模な深層崩壊も発生し、多数の犠牲者が出る。
- ・ これらの災害に対する情報伝達の不備による避難行動の遅れから死傷者が発生したり、避難生活の長期化による災害関連死も発生する。

推進方針(概要)

1-1) 建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物の耐震化
 - ・ 木造住宅等の耐震化促進
 - ・ 民間建築物等の耐震化促進
 - ・ 学校施設・社会福祉施設・災害拠点病院の耐震化促進



1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 自助・共助の取組強化
 - ・ 家庭でのFCP(家族継続計画)の普及
 - ・ 災害遺産を活用した防災啓発の充実
 - ・ 地域ぐるみの防災訓練の実施
- 防火・消火体制の整備
 - ・ 消火器、感震ブレーカー等の設置促進



1-3) 広域にわたる大規模津波等による死者の発生

- 津波避難路・避難場所の整備
 - ・ がけ地の保全等に合わせた避難場所等の整備
 - ・ 津波避難ビルの指定の促進
 - ・ LED蓄電型照明等の整備促進
- 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進
- 水門・樋門の自動化、陸閘の統合合・常時閉鎖の推進



- 津波避難意識の向上及び訓練の実施
 - ・ 津波災害警戒区域の指定による津波警戒避難体制の強化や避難訓練の実施
 - ・ 津波からの即避難率100%を目指した啓発
 - ・ 防災士等人材育成
- 災害時要援護者対策の促進

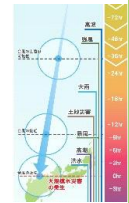


1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 河川整備の推進
 - ・ 吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策を促進
 - ・ 長安口ダム改造事業の促進
 - ・ 県管理河川の整備の推進



- 避難対策の推進及び事前の防災力強化
 - ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定促進
 - ・ 洪水・内水ハザードマップ作成・周知の促進
 - ・ 防災啓発や避難訓練の充実を推進
 - ・ タイムラインの策定による事前防災力の強化



1-5) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生や後年度にわたり、県土の脆弱性が高まる事態

- 土砂災害対策及び森林整備の推進
 - ・ 国と連携した治山・砂防・地すべり対策等の推進
 - ・ 災害時要援護者施設や避難路等を保全する土砂災害対策を推進
 - ・ 森林経営計画に基づく計画的な森林整備の促進



- 土砂災害等に対する防災意識の啓発
 - ・ 土砂法による基礎調査結果の公表
 - ・ 土砂災害啓発マップの公表
- 深層崩壊の発生情報を活用した住民への避難情報の提供体制の構築



1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 情報伝達体制の強化
 - ・ 総合情報通信ネットワークのデジタル化や多重化の推進
 - ・ 「総合地図提供システム」や「Lアラート」による情報提供
- 中山間地域における不感エリアの解消
 - ・ 移動通信用鉄塔施設の整備を促進



総合地図提供システム

- 情報収集・共有体制の強化
 - ・ 「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの普及促進
 - ・ 地震・津波観測監視システム(DONET2)の早期整備支援
- 災害時要援護者対策の推進
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定を促進

1-7) 多数の災害関連死の発生

- 避難環境の向上
 - ・ 公共既存施設の特長を活かした「快適な避難所」の確保
 - ・ 通信販売業者との協定による避難所への物資供給体制を確立



アマノガワバンクョウ株式会社との協定締結式(H26.9.5)

- 福祉避難所の指定促進と装備資機材の充実強化
- 災害医療を担う人材育成
 - ・ DMATの充実・強化を推進
 - ・ DPAT(災害派遣精神医療チーム)の養成

1 大規模自然災害が発生したときでもすべての人命を守る

- 1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- 1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

<要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

- 住宅・建築物等の耐震化は、目標の達成に向けて、啓発活動や人材育成に努めるとともに、県及び市町村で実施している支援の充実を図る。また、耐震シェルターの設置見学など、事例紹介を活用し、耐震化の更なる促進を図る。

- ・ 木造住宅等の耐震化率

約77%（H25）（※暫定値） → 100%（H32）

- ・ 民間建築物等の耐震化促進（補助制度創設） 10市町（H25）
→ 15市町（H30）



- 高等学校をはじめ、小中学校の耐震化に着実に取り組むとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。また、県立学校については、地域の中核的な避難所となるよう、ライフライン機能の確保や避難生活をサポートする資機材等の整備を図る。

- ・ 学校施設の耐震化率 公立高等学校85%（H25） → 100%（H27）
公立小中学校97%（H25） → 100%（H27）
- ・ 県立学校における避難所機能の整備率 53%（H25） → 100%（H30）

- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める。

- ・ 社会福祉施設の耐震化率 86.6%（H25） → 92%（H30）

- 災害拠点病院等の耐震化及び防災用設備等の整備を進める。

- ・ 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 約73%（H25）
→ 100%（H30）

- 県営住宅集約化PFI事業を推進し、耐震化を完了させる。

- ・ 県営住宅の耐震化推進 92%（H25） → 100%（H27）



自助・共助の取組強化

- 震災による被害者が出ないように、県民の防災意識向上のための取組を継続して実施するとともに、県民一斉のとくしま情報伝達訓練や家庭内でのFCP（家族継続計画）の普及、防災メモリアルデーや災害遺産を活用した防災啓発の充実、地域ぐるみでの防災訓練の実施など自助・共助を強化するための取組を推進する。

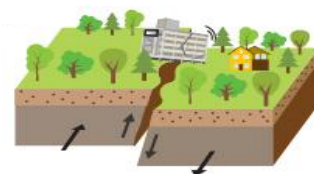


- ・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成 13市町村（H25）
→ 24市町村（H30）
- ・防災士登録者数 832人（H25）→ 1,500人（H30）

- 企業が自らの被害を最小限に抑える取組を支援するため、県内製造業の防災の取組事例を盛り込んだ「企業防災指針」の普及啓発に努め、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度の利用を促進する。

建築物の倒壊等防止対策

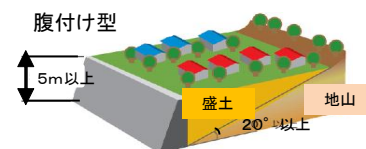
- 中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の「地表面のずれ」による「多数の人が利用する施設」などの倒壊による死者の発生を防止するため、「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」により、活断層直上の新築等の防止を図る。



- 地域の防災力の向上を図るため、市町村が行う老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

- ・老朽危険空き家・空き建築物の除却数 84戸（累計）（H25）
→ 380戸（累計）（H30）

- 関係市町村と連携し、大規模盛土造成地の有無の調査に着手し、その結果を住民に情報提供するとともに、対象地については、大規模盛土造成地マップを作成する。



- ・大規模盛土造成地の有無等の公表率 0%（H25）→ 100%（H30）

防火・消火体制の整備

- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。

- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する。

- ・LPガス放出防止装置設置率 約69%（H25）→ 100%（H28）

防災・減災対策を踏まえたまちづくり

○ 基礎調査結果に基づく分析調査を進め、関係市町と調整を図りながら、防災・減災対策も踏まえ、区域マスタープラン等を変更・策定する。

・ 徳島東部都市計画区域マスタープラン 基礎調査着手（H25）→ 策定（H29）

・ 市町都市計画マスタープラン策定（都市計画区域のある市町 7市7町）

6市6町（H25）→ 7市7町（H29）

救助・救急活動体制の整備

○ 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

・ 消防救急無線のデジタル化整備済団体 7.7%（H25）→ 100%（H27）

○ 徳島県の消防防災ヘリコプターについて、機体の更新をはじめ、通信や上空からの情報収集などの機能強化を図り、災害対応力の向上に取り組む。

緊急輸送道路等の機能確保

○ 交通施設、電柱の倒壊等による交通経路の遮断を回避するため、交通施設の耐震化や緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化を推進するとともに点検整備を徹底する。

・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率

78%（H25）→ 86%（H30）

うち緊急輸送道路 94%（H25）→ 99%（H30）

・ 無電柱化した道路延長 11km（H25）→ 11.8km（H30）



1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

<要点>

大規模津波発生時に素早い避難ができるよう県民の津波避難意識の向上を図るとともに、避難訓練を重ね、災害時要援護者対策も促進する。また、津波避難路・避難場所の整備を促進し、海岸、河川堤防や県民への津波情報伝達体制の整備を推進する。

津波避難意識の向上及び訓練の実施

○ 津波災害警戒区域の指定による津波警戒避難体制の強化や社会福祉施設、学校、医療施設などの避難促進施設における避難確保計画の策定を促進し、当該施設における定期的な津波避難訓練の実施など利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。



○ 津波からの即避難率100%を目指し、県民への意識啓発を推進するとともに、防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの防災人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど、行政や大学、企業が一体となり総合的なソフト対策を推進する。

- ・津波避難計画策定率（対象10市町） 90%（H25）→ 100%（H26）
- ・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成（再掲） 13市町村（H25）
→ 24市町村（H30）
- ・防災士登録者数（再掲） 832人（H25）→ 1,500人（H30）

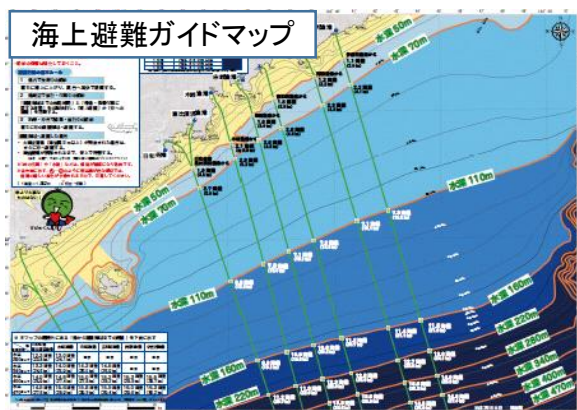
○ 「総合地図提供システム」を活用し、防災情報を地図情報として発信するなど、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を整備し、県民の防災意識の向上を図る。

- ・津波ハザードマップ作成・配布及び防災訓練実施率（対象10市町）
10%（H25）→ 100%（H26）
- ・道路利用者等への海拔情報の周知（全300箇所）
194箇所（H25）→ 300箇所（H28）

○ 大規模な実地訓練や図上訓練等を通じ、「率先避難企業」への理解を深め、企業のみならず地域と一体となった「率先避難」の取組を拡大する。

- ・BCP認定企業数 0企業（H25）→ 15企業（H30）

○ 漁業者をはじめとする船舶利用者が、津波発生時に状況に応じた迅速かつ的確な避難行動を取れるよう、「海上避難ガイドマップ」を活用した、船舶による避難訓練を促進する。



災害時要援護者対策の促進

○ 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成を促進し、地域との共有を図るとともに避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進する。

- ・避難行動要支援者名簿作成市町村数 0市町村（H25）→ 24市町村（H30）

津波避難路・避難場所の整備

- かけ崩れ対策や高速道路の法面を活用した避難路・避難場所の整備を推進するとともに、津波避難ビルの指定を促進し、津波避難困難地の解消を図る。また、夜間の安全な避難を確保するため、LED蓄電型照明灯の整備を推進する。

- ・ かけ地の保全に合わせた避難場所等の整備

29箇所（H25）→ 60箇所（H30）

- ・ 津波避難困難地域解消のための計画策定率（対象8市町）

37.5%（H26）→ 100%（H30）



- 広域かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、公園内における避難場所の確保に取り組むとともに、施設の耐震化を推進する。

- ・ 都市公園施設の耐震化 93.8%（H25）→ 100%（H26）

海岸・河川堤防等の整備・耐震化及び水門・樋門等の自動化

- 海岸堤防や河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図るため訓練を行う。

- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全59箇所）

8箇所（H25）→ 21箇所（H30）

- ・ 撫養港海岸の地震・津波対策の促進 工事施工中（H25）→ 完成（H28）

- ・ 旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進

工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）

- ・ 水門・樋門等の自動化・閉鎖率 38%（H25）→ 46%（H30）

- ・ 林野4海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備 毎年度実施



津波情報伝達体制の強化

- 津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、テレビや携帯電話などを活用した避難情報の提供など、津波情報伝達体制の強化を図る。



- 正確で迅速な津波情報の提供がなされるよう、国で進められているGPS波浪計の設置や地震・津波観測監視システム（DONET2）の早期整備について協力支援を行う。

県南地域の防災拠点整備

- 南海トラフ巨大地震・津波に対する県南地域の防災拠点として、県立海部病院の高台移転及び避難広場等の整備を推進する。
また、南海トラフ巨大地震による津波被害にも対応できる「県南地域の新たな防災拠点」づくりの一環として、牟岐バイパスの整備を促進する。



- ・海部病院改築工事 着手（H25）→ 完成（H28）
- ・一般国道55号牟岐バイパスの整備 工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）

後方支援拠点の整備

- 被災地域を支援できる「後方支援拠点」として、市町村が行う災害時の医療活動等に活用できる資機材の整備や災害時の救援・救出や物資輸送の体制強化に向けたヘリポートの整備等を促進する。

鉄道高架事業の推進

- 鉄道高架事業については、事業効果の早期発現を目指し、早期着手が可能な区間から事業化を図るなど効率的・効果的に事業を推進する。

- ・鉄道高架事業の推進 調査設計中（H25）→ 用地買収中（H30）

建築物の倒壊等防止対策

- 地域の防災力の向上を図るため、市町村が行う老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

- ・老朽危険空き家・空き建築物の除却数（再掲） 84戸（累計）（H25）
→ 380戸（累計）（H30）



除却前



除却後

救助・救急活動体制の整備

- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。



夜間救急搬送訓練

- 津波発生時の迅速な救助・救急体制を構築するため、自衛隊、警察、消防等と連携した救助訓練を実施する。



海上漂流者の救助(漁船、警察、自衛隊)

津波火災対策の検討

- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する。

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

<要点>

河川整備等を推進し、被害の最小化を図るとともに、タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、浸水ハザードマップの作成や、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

河川整備等の推進

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、排水施設、洪水調節施設の機能強化など、直轄管理河川の整備を促進する。また、県管理河川について、引き続き整備を推進する。



・重点整備河川の整備率	68% (H25) → 78% (H30)
・吉野川勝命地区の整備	工事施工中 (H25) → 工事促進中 (H30)
・吉野川脇町第一地区の整備	工事施工中 (H25) → 完成 (H28)
・吉野川加茂第二地区の整備	用地買収中 (H25) → 工事促進中 (H30)
・旧吉野川の整備	工事施工中 (H25) → 工事促進中 (H30)
・那賀川深瀬地区の整備	工事施工中 (H25) → 完成 (H27)
・那賀川加茂地区の整備	調査設計中 (H26) → 工事促進中 (H30)
・長安口ダムの改造の促進	工事施工中 (H25) → 完成 (H30)

- 大規模水害における堤防の決壊や、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐため、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテの策定を推進する。

避難対策の推進及び事前の防災力強化

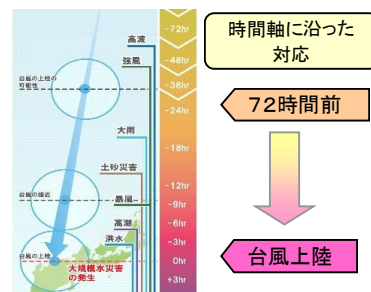
- 切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所を明確に区別し、洪水や津波など異常気象ごとに安全性の基準を満たす施設又は場所を明確にするため、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進し、その周知を図る。

○ 市町村において、浸水（洪水、内水）ハザードマップの作成を促進するとともに、浸水想定区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開し、日頃から避難場所や避難経路などが確認できる環境を整備する。また、県民の防災意識向上を図るため、さらに防災啓発や避難訓練の充実等を推進する。

- ・内水ハザードマップの作成率 67%（H25）→ 100%（H30）
- ・洪水ハザードマップの作成率 90%（H25）→ 100%（H30）

○ 「豪雨災害時避難行動検討会議」による検証結果に基づく安全な避難体制の確立やタイムラインの策定を促進し、事前の防災力の強化を図る。

- ・タイムラインを策定した市町村数
0市町村（H25）→ 24市町村（H30）



1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

<要点>

治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に災害時要援護者関連施設や避難路・避難施設に対する保全を図る。また、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

土砂災害対策及び森林整備の推進

○ 大規模土砂災害の被害を最小限に押さえるため国と連携し、治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に災害時要援護者関連施設、避難路・避難施設に対する安全を確保する。

- ・土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設及び避難所の施設数（全838施設）
269施設（H25）→ 305施設（H30）
- ・周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数
716集落（H25）→ 726集落（H30）
- ・祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の促進（善徳地すべり防止区域）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・吉野川水系直轄砂防事業の促進 工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・穴吹地区の直轄地すべり防止事業の促進 工事施工中（H25）→ 完成（H27）
- ・阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進 工事施工中（H25）→ 完成（H29）
- ・穴吹川地区の直轄治山事業の促進 工事施工中（H25）→ 完成（H27）



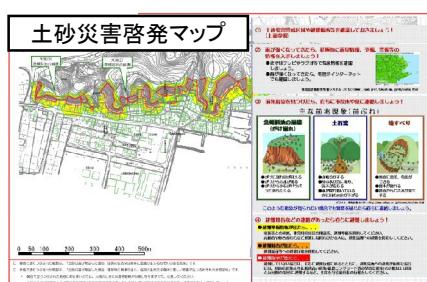
○ 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

- ・ 森林経営計画認定面積 15,929ha (H25) → 60,000ha (H30)
- ・ 森林境界明確化面積実施率 32% (H25) → 50% (H30)
- ・ 森林整備面積 4,534ha (H25) → 27,000ha (H30)
- ・ 県産材の生産量 292,000m³ (H25) → 420,000m³ (H30)

土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

○ 「土砂災害防止法」による土砂災害警戒区域等の指定や、これに先立つ基礎調査結果の公表により、土砂災害の危険性を迅速に周知するとともに、土砂災害啓発マップの公表や住民参加の防災訓練を実施することにより、防災意識の向上を図る。さらに、市町村においては、警戒避難体制の整備を促進する。 ※土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- ・ 土砂災害に係る基礎調査の実施率 33% (H25) → 100% (H28)
- ・ 土砂災害啓発マップの公表 0% (H25) → 100% (H29)



○ 深層崩壊や地すべりの発生に対し、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。

ため池対策の推進

○ ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、順次整備を進めるとともに、市町村が行う「ため池ハザードマップ」の作成を支援し、ハード対策とともにソフト対策を推進する。

- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップを作成した割合 15% (H25) → 75% (H30)

救助・救急活動体制の整備

○ 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

<要点>

総合情報通信ネットワークシステムのデジタル化や多重化等による県民への情報伝達体制の強化や、災害時要援護者に対する避難行動の支援等により、迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。

情報伝達体制の強化

- 総合情報通信ネットワークシステム（県防災行政無線）のデジタル化や多重化、また、公共施設等における公衆無線LANの整備に加え、孤立集落等における衛星携帯電話や簡易無線等の整備を進め、災害時における全県的な通信環境の確保を図る。
- 緊急速報メールやLアラートの普及を通じ、県民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築するとともに、自主防災組織をはじめ様々な主体による率先避難行動や住民相互の呼びかけなど地域の繋がりを活かした情報伝達体制の構築を図る。

・ Lアラート導入事業者数

0事業者（H25） → 5事業者（H30）



- 「総合地図提供システム」や各種ネット事業者等との連携により、GISを活用し地図上で可視化した「津波浸水想定」をはじめとした様々な災害情報の住民向け提供体制を充実する。

・ ネット事業者等との連携

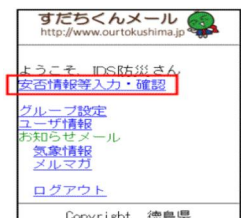
1事業者（H25） → 3事業者（H30）

中山間地域における不感エリアの解消

- 中山間地域における不感エリアの解消に向け、「移動通信用鉄塔施設（鉄塔、伝送路等）」の整備を促進する。

情報収集・共有体制の強化

- 「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの全県的な普及を図るとともに、SNSを活用した情報収集体制を構築し、行政のみならず県民相互が必要とする様々な災害情報の収集・共有体制を確立する。



- 「災害時情報共有システム」の機能を強化し、市町村やライフライン事業者をはじめとする関係者相互による様々な災害情報の共有体制を拡充するとともに、ネット通販事業者等と連携した避難所ニーズ把握体制を構築する。

- 正確で迅速な津波情報の提供がなされるよう、国で進められているGPS波浪計の設置や地震・津波観測監視システム（DONET2）の早期整備について協力支援を行う。

- 発災時の緊急交通路の指定等に伴い、発生することが想定される交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、交通情報板の整備、関係機関との連携等により、迅速かつ効果的な道路交通情報の提供手段を確保する。

災害時要援護者対策の促進

- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成を促進し、地域との共有を図るとともに避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進する。

・避難行動要支援者名簿作成市町村数（再掲） 0市町村（H25）→24市町村（H30）

- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるよう、災害時に障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施する。

率先避難企業の取組拡大

- 大規模な実地訓練や図上訓練等を通じ、「率先避難企業」への理解を深め、企業のみならず地域と一体となった「率先避難企業」の取組を拡大する。

1-7) 多数の災害関連死の発生

<要点>

長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。
また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

災害医療体制の構築

- 大規模災害時における、医療提供体制の確保を図るため、災害拠点病院等の耐震化を促進する。

・災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率（再掲） 約73%（H25）
→ 100%（H30）

- 医療機関の災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。



- 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他都道府県との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。
- 円滑な医療救護活動を行うため、全医療機関が「災害時情報共有システム」を活用する体制の整備を促進する。

・「災害時情報共有システム」加入医療機関数 113機関（H25）
→ 1,174機関（H30）

災害医療を担う人材育成

- 災害拠点病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの更なる充実・強化を図る。

・DMAT（災害派遣医療チーム）の養成数 21チーム（H25）
→ 27チーム（H30）

- 広域的かつ大規模な災害では、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防策を長期的に講じる必要があることから、DPATを創設し、今後、平時から関係機関が連携し、訓練等を行う。

・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の養成数
0チーム（H25）→ 19チーム（H30）

- 災害発生からおおむね48時間以内に活動するDMATから、急性期以降に活動を行う、医療救護班へ円滑な引き継ぎを行い、切れ目の無い医療救護活動を実施するため、圏域毎に医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」を配置し、発災後、刻々と変化する状況を的確に把握し、ドクターヘリの活用や他都道府県からの人材及び資材の配置を適切かつ迅速に行う体制を整備する。

避難環境の向上

- 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図るため、避難所の機能強化を図るとともに、公共既存施設等について、その特長を最大限に活用した「快適な避難所」の確保を促進する。
- 地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する。



避難所の快適性等を診断



仮設テントの設営



避難生活ワークショップ

- 平成26年1月に改訂した「徳島県災害時要援護者支援対策マニュアル」を受け、避難所のリーダー養成や市町村において、子供や女性の視点を考慮した「避難所運営マニュアル」を作成・改定し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める。

・避難所運営リーダー養成数

0人（H25）→ 150人（H30）



- 避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。
- ネット通販事業者等との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する。



アマゾンジャパン社長との
協定締結式(H26.9.5)

要援護者支援の強化

- 福祉避難所の指定を一層促進するとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる。

・福祉避難所の指定数 106箇所（H25）→ 120箇所（H30）

- 社会福祉施設や幼稚園等については、大規模自然災害の発生に備えて、被災時の迅速な事業復旧を可能とし、利用者への影響を最小限にとどめるためにBCP等の策定を促進する。
- 「発達障がい者」向けの「防災ハンドブック」を活用し、当事者および家族や関係機関に研修会等を通して、災害に対する意識を高めるとともに、市町村や関係機関等における発達障がい者への支援体制の整備の必要性について周知していく。



- 災害時においても、継続的な医学的管理を必要とする在宅患者などが同水準の医療サービスを受けられるよう「災害医療推進基金」を活用し、必要な医薬品や資機材の整備、医療機関と患者の間のネットワークの構築、相談体制や情報基盤の整備など、きめ細やかな支援を行う。
- 災害時においても、リスクの高い高齢者や要介護高齢者に多発する誤嚥性肺炎の予防やその他の口腔内の問題に対応するため避難所等における口腔ケア提供体制を整備する。